



議案第三十六号

余戸地区小規模排水対策特別事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五十四年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎



一	事業の名称及び工事名	小規模排水対策特別事業
二	施行場所	余戸地区暗渠排水及び農道舗装工事 東伯郡三朝町大字余戸地内
三	工事の概要	暗渠排水、六〇ヘクタール 農道舗装 二〇〇〇メートル
四	事業費	二、三、二、三〇、〇〇〇円
五	事業の実施方法	請負
六	工事の時期	昭和五十四年度